

地域包括支援センターの機能強化について

令和元年度に、堺市地域介護サービス運営協議会において地域包括支援センター運営体制検討部会を設置し、地域包括支援センターのあり方について検討を行った。令和2年度から、地域包括支援センターの機能強化に向けた具体的取組を進めている。

1 地域包括支援センターの機能強化の先行実施について

令和2年度から、地域包括支援センターの機能強化の手法の検証を行うため、人員体制の強化と相談窓口の増設を、各1か所で先行実施している。

2圏域の実施状況から、他の圏域における効果的な手法や組み合わせを検討のうえ、令和3年度以降の予算に反映する。

(1)実施場所

手法	圏域	委託法人
人員体制の強化 (4名→5名)	西第2 (鳳、鳳南、福泉、福泉上、 福泉東)	社会福祉法人 あすなる会
相談窓口の増設 (ランチ設置)	東第1 (南八下、八下西、日置荘、 日置荘西、白鷺)	社会福祉法人 そうび会 (同法人が運営する特別養護老人 ホームつるぎ荘内に設置)

(2)検証内容

高齢化に伴う相談ニーズの増加に対応するため、人員体制等の強化により、相談支援業務にどのような効果がもたらされるのかを、総合相談対応件数や、訪問、地域活動などのアウトリーチ活動の実施状況、支援内容などの観点から、前年度同時期と実施前後の比較を行う。

2 実施状況(令和2年4月～9月)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護サービスの新規利用自粛、地域活動や会議、職員研修の中止など、地域包括支援センターの活動内容が昨年から大きく異なっているが、その中でも機能強化による一定の効果が見られた(資料3-2、資料3-3)。

(1)まとめ

手法	効果	課題
人員体制の強化 (4名→5名)	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ機能が強化され、地域活動への関わりが増え、介護予防等の啓発や、支援が必要な高齢者の情報収集ができる。 ・困難事例に素早く対応することができ、円滑な支援につながる。職員一人当たりの負担が分散され、相談支援により深く関わる事ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材が不足している中、地域包括支援センターの相談業務に対応できる人材の確保。
相談窓口の増設 (ランチ設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口が増え、相談しやすくなり、住民の安心につながる。 ・初期相談をランチが受けることで、地域包括支援センターの業務負担が軽減され、相談支援により深く関わる事ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口が周知されるまでに一定の期間が必要。 ・設置に当たっては、地理的な地域特性のほか、地域包括支援センターと円滑に連携できる施設（事業所）の存在も重要。 ・常勤換算 0.5 人で配置しているので、不在の際はすぐには対応できず、また、窓口の周知が進めば、人工を増やす検討も必要。

○職員の増員

機動力が上がり、特にアウトリーチ活動が強化される。困難事例への対応も迅速になり、全圏域での展開が可能であるが、特に独居高齢者や高齢者世帯の多い圏域で有効な手法と考える。

○相談窓口（ランチ）の増設

窓口が周知されるまでの時間を要することとセンターとの連携体制が、窓口としての機能を発揮する上での課題となる。

しかし、面積が広い圏域や、地域包括支援センターから遠い地域がある圏域での設置は、身近な窓口として有効である。また、相談窓口の形態として、センターとの連携のしやすさや、ケアプランを担当することで介護保険関係の相談に円滑に対応できるため、サブセンターでの設置も有効と考えられる。

(2)今後の方向性

○地域包括支援センターの機能強化の手法として、独居高齢者や高齢者世帯の多い圏域から職員の増員を進めていく。

○相談窓口の増設は、新たな設置圏域を模索するとともに、介護事業所や医療機関などの既存の社会資源との連携を強化し、支援が必要な高齢者の相談が早期に地域包括支援センターにつながる体制の構築を進める。

○なお、10月以降も先行実施圏域の検証は継続し、令和3年度以降の機能強化に向けた検討を行う。